広島市告示（安佐北区）第１１４号

令和８年１０月８日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和８年１０月８日から令和８年１０月２２日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
主要地方道	広島三次線	安佐北区上深川町字森之木７９０番地１地先から 安佐北区上深川町字森之木７８４番地５地先まで	令和８年１０月８日
主要地方道	広島中島線	安佐北区上深川町字森之木７４８番地７地先から 安佐北区上深川町字森之木７４８番地１地先まで	令和８年１０月８日